# 大山口小学校区まちづくり協議会規約(草案)を拝読して

公募委員 早川智彦

まずはじめに規約草案を作成いただきましたことにつきまして、 心より御礼を申し上げます。それを十分に承知の上で以下気になる ところを記載させていただきます。

はじめに、私が本準備会の公募委員に参加をさせていただきましたのは、以下の2点を担保するためです。

- 1. 民主主義の原則が反映されていること。 具体的に言えば
  - (1) 一番声の小さい人の意見が組織の長までとどくこと。
  - (2) 一番反対する人の意見が十分に審議されること。
  - (3)組織の長が民主的選挙(できれば公選)で選出されること。
  - (4)組織の長を任意に解任できる制度となっていること。
  - (5) 運営の透明性が確保されていること。
- 2. 防災に関する規定が明確に規定されていること。 具体的に言えば
  - (1)実際の災害発生時に当協議会が自治会の上に立つ組織となるのか、つまり市(行政)⇒まち協⇒自治会となるのか、 従来通り、市⇒自治会となるのか明確にすること。
  - (2) 実際の災害発生時に、まち協が自治会の上に立つ組織となるのであれば、その長は災害時において防災Gの長の意見を尊重することを明記すること。

次に、この組織図を拝見した素直な感想は、「会議が多過ぎ」と言うことです。私の知る限り自治会等の担い手が少なくなってきて、その負担を軽減するために自治会長のOB等が参画して、自治会の負担を減らしていくというのが主たる目的であったと思います。もし私のこの記憶が確かならば、これまでの会議のほかに、また会議が増えてしまうことになるのは、本来の趣旨に反するのではないかとの思いがあります。

上記内容の見地から規約(草案)の気になる点を規約条文の順に 見ていきますと以下の通りです。

# 第4条(5)について

「会長」の認める者及び団体でなく、「役員会または協議会」 の認める者及び団体とすべきと考えます。(会長個人の組織では ないことを明確にするため。また、会長個人のための利益団体の 加入を抑止するため。)

# 第7条第二項について

「会長」に入会の承認権を与えると、会長の好き嫌いで入会が拒否される可能性があるので、この条文は削除するか、もしくは

反社会団体等入会が好ましくない団体の場合は、「役員会または協議会の決議を持って、入会を取り消すことができる等但し書きを付加しての条文にすべきと考えます。原則個人の入会は自由が筋ではないかと。

#### 第10条除名について

除名と言うのは極めて重い処分です。よほどのことがない限り、この処分をすべきではないと考えます。特に規約に違反した位で除名は重過ぎるかと。また、「名誉を傷つけ」と「目的に反する行為」と言うのは違和感を感じます。例えば、「健康増進のため税金を使うのは、税金の無駄遣いだ。」と発言したら、それは目的に反する行為でしょうか?除名の規定を設けることに反対はしませんが、もう少し悪意のある場合のみに限定すべきと考えます。一例をあげれば「反社会的団体であることが判明した時、とか不正行為を行ったとき等。」

#### 第11条について

会長、副会長はそれぞれ別々の団体もしくは個人から選出されるよう規定を設けるべきだと考えます。気がついたら会長、副会長が全員同じ団体の役員だった言うことのなきように。

加えて、会長・副会長の選出方法・過程を明記すべきと考えます。冒頭で述べたように公募・公選を望みます。

### 第13条 役員の任期について

任期に上限を設けるべきと考えます。5年、7年、10年いずれにせよ、特定の人物がずっとやり続けることのないようにすべきです。

# 第15条 会議の公開について

住民にとても近いところでの協議会であることから考えると、 会議の公開は鉄則です。隠さなければできないことをすべきでな いと考えます。

#### よって、

- (1)については削除。(2)の部外者については会長判断。
- (3)会議の非公開については、出席した議員(委員)の過半数の同意があれば非公開とすべきと考えます。原則公開なのですから。

## 第18条 代議員について

総会が協議会の最高議決機関であり、代議員制を採るのであれば、代議員の構成について、各構成団体からの均等を図れるよう配慮すべきと考えます。例えば、各部会から5名とか。

#### 第19条 2

臨時総会の発議については、代議員の3分の1以上でなく、もっと緩めて5分の1以上と考えます。

#### その他

### 第A章 災害時の本協議会の位置づけ及び業務について

## 第A1条 大災害発災時の本協議会の位置づけ

現在発生が懸念されている南海トラフ地震、首都直下地震または江東地区大水害等に代表される甚大な被害が当地で発災し、当協議会としてその対応の必要性が生じた際は、前条までの規定にかかわらず、緊急時の体制として第A章の規定を適用するものとする。また、市からの要請があった場合も同様とする。

## 第A2条 災害対策本部設置の宣言

会長、副会長または防災部会長は、前条に規定する大災害が発災したときは、災害対策本部の設置を宣言することができる。

#### 第A3条 災害対策本部の組織

前条の災害対策本部の設置が宣言された場合は会長を災害対策本部長とする。ただし、会長が職務を遂行できない場合は、災害対策本部規定の順位に基づき、本部長の任に就くものとする。

防災グループの部会長は、災害対策本部副本部長とする。その 他の災害対策本部役員については、災害対策本部規定で定める。

## 第A4条 災害対策本部の宣言下での指揮系統

前条の規定により災害対策本部の設置が宣言された場合、当協議会の会員は、当対策本部の指揮の下に活動を行うものとする。また第3条に規定される区域の構成員が、当協議会を通じて支援物資、または支援機材等の供給を希望する場合は、当協議会の指示に従って支援を受けなければならない。この場合、会員、非会員であるかによって差別してはならない。

# 第A5条 災害対策本部規定への委任

前条までのほか、必要な事項は災害対策本部規定で定める。

# 第A7条 災害対策本部規定の変更・廃止

A6条に規定する災害対策本部規定の変更・廃止については、 総会での承認を要するものとする。但し、災害発災時に緊急かつ 合理的な理由があると会長が判断した場合はこの限りではない。

あと、会員と構成員の違い、役員会と運営委員会をわける必要性 についても、首をかしげるところがございます。以上です。

なお、本文書の議事録への記載および準備委員に開示することに 異議はありません。